

公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理促進について

昭和34年7月28日刑一第109号高等裁判所
長官、地方裁判所長あて事務総長通達

標記事件、特に被告人が国会議員である事件の審理促進について、本月九、十日の両日開催された全国刑事裁判官会同において、会同員全員一致の意見として、別紙(一)の諸方策(別添昭和三三年七月一八日最高裁判一第一一八号当職通達別紙(一)参照)を適当と認め、また別紙(二)掲記の当事務総局と法務省、最高検察庁および日本弁護士連合会との協議の結果(前記通達別紙(二)参照)を全面的に支持し、その励行に努めることとなりましたので、この旨をそれぞれ貴庁管内各裁判官にお伝え下さい。

なお、法務省および日本弁護士連合会に対し、全国検察庁および弁護士会にも右の旨を周知徹底するよう依頼いたしましたから、念のため申し添えます。

別紙(一)

公職選挙法違反事件の審理促進について

公職選挙法第二五三条の二の趣旨にかんがみ、同条の定めるいわゆる百日裁判事件特に被告人が国会議員である事件の審理を促進するため、次の諸方策を適当と考える。

一 裁判所の方針

- (一) この種選挙違反事件を担当する裁判官には、できる限り他事件の配点を停止する等当該事件の処理に専念することができるように配慮すること。
- (二) 弁護人多数のため審理に遅延をきたす虞のある事件については、刑訴規則第二六条(弁護人の数の制限)の規定の活用を考慮すること。
- (三) 関連事件との併合分離については、審理の遅延をきたさないように格段の考慮をほらうこと。
- (四) 第一回公判期日前にできる限り訴訟関係人と期日の指定等につき打合せを行い、すみやかに第一回公判期日を開くように努めること。
- (五) 公判期日は、できる限り事件の終結に至るまでの全期日をまとめて指定し、連続して開廷すること。
- (六) 一旦定めた公判期日は、真にやむを得ない場合のほか、変更しないこと。被告人が出頭しないときは、刑訴法第五十八条(被告人の勾引)又は第九十六条(保釈の取消等)の規定の活用を考慮すること。
- (七) 公判調書は特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴審に送付すること。

二 検察官に対する要望

- (一) 関連事件の起訴は、できる限りすみやかに行うこと。
- (二) 捜査担当の検察官と公判担当の検察官との連絡を緊密にし、特に記録の引継をすみやかに行うこと。
- (三) できる限り第一回公判期日前証拠書類および証拠物の整理を完了し、相手方に対し、その閲覧謄写の機会を十分かつすみやかに与えること。

三 弁護人に対する要望

- (一) 主任弁護人又は副主任弁護人の予定者には当該裁判所の所在地又はその近傍に在住する弁護人を指定する等特にその指定について審理の遅延を来さないように配慮すること。
- (二) 証拠書類および証拠物の閲覧謄写等訴訟の準備をすみやかに整え、第一回公判期日においては、少くとも公訴事実の認否および証拠書類の同意不同意の表明をすることができるようにすること。
- (三) 期日の指定に協力し、指定された期日は厳守すること。

「別紙(二)略(最高刑一第六七号参照)」